平成 24 年５月 14 日

各　位

会 社 名　株 式 会 社 タ カ ラ レ ー ベ ン
代表者名　代表取締役社長　村山　義男
（コード番号　8897　東証第一部）
問合せ先 執行役員経営企画室長 北川 智哉
（TEL 03－5324－8720）

役員退職慰労金制度の廃止ならびに
取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成24年５月14日開催の取締役会におきまして、下記のとおり役員退職慰労金制度を廃止し、当社取締役を対象に、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度を導入することを、平成24年６月22日開催予定の第40期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本定時株主総会において、第２号議案「取締役７名選任の件」が承認可決されますと、当社取締役は合計８名となります。

１．役員退職慰労金制度の廃止

当社は、経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行い、役員退職慰労金制度を、本定時株主総会における本議案の承認可決の後、本定時総会終結の時をもって廃止することといたしました。これに伴う役員退職慰労金の打切り支給は行いません。

なお、当社ではこれに先立ち、平成 22 年６月 22 日以降に就任または重任した監査役につきましては、既に退職慰労金を支給しないこととしております。

２．株式報酬型ストックオプション制度を導入する理由

当社は、当社業績及び株式価値と役員報酬の連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲などを一層高めることを目的に、当社取締役を対象として株式報酬型ストックオプション制度を導入いたします。

３．株式報酬型ストックオプションの報酬等の額

当社の取締役への報酬限度額につきましては、平成 11 年７月 16 日開催の臨時株主総会において、年額 400 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まれません。）とご承認いただいておりますが、この報酬限度額内にて、当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額を、年額 100

百万円（行使条件の異なるＡ種新株予約権とＢ種新株予約権との合計額とし、両者の内訳は定めません。）を上限として割当てる旨を、本定時株主総会に諮ることといたします。

なお、株式報酬型ストックオプションとしての報酬等の額の範囲は、今回の役員退職慰労金制度の廃止等の事情を勘案して定めております。

４．株式報酬型ストックオプションとして割当てる新株予約権の内容

（１）新株予約権の総数

Ａ種新株予約権とＢ種新株予約権（以下「新株予約権」と総称します。）あわせて 1,200 個を、各事業年度内に発行する新株予約権の総数の上限とします。

（２）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は 100 株とします。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われます。

当社普通株式 120,000 株を、各事業年度内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします。

（３）新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とします。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得させるものとします。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

（５）新株予約権の行使の条件

【Ａ種新株予約権】

新株予約権者は、新株予約権の発行日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を全て行使できるものとします。

【Ｂ種新株予約権】

① 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できるものとします。

② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できないものとします。

（ⅰ） 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から３年以内にあっては下記（ⅱ）に規定する退任等の場合を除きます。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から 10 日を経過した場合

（ⅱ） 新株予約権の割当日から３年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいいます。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

その他の権利行使の条件については当社取締役会において決定するものとします。

（６）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 40 年以内の範囲で当社取締役会が定める期間とします。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。

（８）その他の新株予約権の内容等

上記（１）から（７）までの事項の詳細及びその他の新株予約権の内容につきましては、当社取締役会において決定するものとします。

（注）上記１乃至４の内容については、本定時株主総会において第５号議案（取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬等の額及び内容決定の件）が承認可決されることを条件としております。

（ご参考）

当社は、当社業績及び株式価値と給与の連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲などを一層高めることを目的に、上記新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対し当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価値を基準として決定される金額を払込金額として発行する予定であります。

以　上